

# 建設企業委員会資料

(平成20年2月議会)

- 1 「暴力団員による市営住宅等の使用制限に関する協定書」  
について

建設局住宅部



## 暴力団員による市営住宅等の使用制限に関する協定書

和歌山市（以下「甲」という。）と和歌山東警察署、和歌山西警察署及び和歌山北警察署（以下「乙」という。）とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）による市営住宅、特定公共賃貸住宅及び改良住宅（以下「市営住宅等」という。）の使用制限を行うにあたり、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68号）、和歌山市特定公共賃貸住宅条例（平成8年条例第58号）及び和歌山市改良住宅条例（平成9年条例第70号）の規定に基づく暴力団員による市営住宅等の使用制限を行うにあたり、甲と乙が緊密に連携するために必要な事項について定める。

### （照会）

第2条 甲は、市営住宅等に現に入居し、又は入居しようとする者について、その者が暴力団員であるか否か、乙に対し様式第1号により照会できるものとする。

### （情報提供）

第3条 乙は、前条による照会を受けたときは、当該照会の対象者について、暴力団員であるか否かを確認し、対象者中に暴力団員に該当する者がいる場合は様式第2号により、対象者全員が暴力団員に該当しない場合は様式第3号により甲に回答するものとする。

2 乙は、暴力団員による市営住宅等の使用が判明したときは、様式第4号により甲に通知するものとする。

### （甲の責務）

第4条 甲は、前条の規定により乙から提供された個人情報を適正に管理し、その情報を、暴力団員による市営住宅等の使用制限を行う目的以外の目的のために使用しない。

### （乙の責務）

第5条 乙は、第2条の規定による甲からの照会に係る個人情報を、暴力団員による市営住宅等の使用制限を行う目的以外の目的のために使用しない。

### （相互連携）

第6条 甲は、暴力団員による市営住宅等の使用制限に関し、関係者と面談する場合等で、特に危険が予想されるときは、あらかじめ乙に対して警察官の支援を要請することができるものとする。

2 乙は、暴力団員による市営住宅等の使用制限を行うため、甲に対し必要な支援を行うものとする。

### （その他）

第7条 この協定書に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、甲、

乙協議のうえ定めるものとする。

附則

この協定は、平成20年4月1日から施行する。

以上のとおり、協定の締結を証するため、この証書4通を作成し、甲と乙が記名、捺印して、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 和歌山市  
和歌山市長 大橋 建一

乙 和歌山東警察署長 福田 憲司

和歌山西警察署長 児玉 之良

和歌山北警察署長 高野 晋造

様式第1号

第 号  
年 月 日

警察署長 様

和歌山市長

暴力団員の市営住宅等の使用制限に伴う情報提供について（照会）

このことについて、別添照会名簿に記載されている者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるか否かを確認のうえ、 年 月 日までに回答してください。

様式第2号

第 号  
年 月 日

和歌山市長 様

警察署長

暴力団員の市営住宅等の使用制限に伴う情報提供について（回答）

年 月 日付け、第 号で照会のあったことについて、下記の者が、現時点において暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることを確認しました。その他の者については暴力団員でないので通知します。

記

氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所

様式第3号

第 号  
年 月 日

和歌山市長 様

警察署長

暴力団員の市営住宅等の使用制限に伴う情報提供について（回答）

年 月 日付け、第 号で照会のあったことについては、現時点において暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないことを確認したので回答します。

様式第4号

第 号  
年 月 日

和歌山市長 様

警察署長

暴力団員の市営住宅等の使用制限に伴う情報提供について（通知）

このことについて、下記の者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当することが判明したので通知します。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	認定年月日